

仕 様 書

1 業務名

清掃工場焼却炉周辺作業環境測定業務

2 業務場所

- (1) 中工場 広島市中区南吉島一丁目5番1号
- (2) 安佐南工場 広島市安佐南区伴北四丁目3990番地
- (3) 安佐北工場 広島市安佐北区可部町大字中島1460番地の1

3 実施要領

- (1) 測定項目
空気中のダイオキシン類及び総粉じんの濃度
- (2) 検体数
別表-1のとおり。
- (3) 測定方法
別表-2のとおり。
- (4) 検体採取月日
別表-1に基づき、別途協議して定めるものとする。
なお、施設の稼働状況及び天候等により、実施月日を変更することがある。
- (5) 検体採取
受注者が実施し、採取に当たっては、事故防止に万全を期すこと。
- (6) 検体採取場所
別表-1のとおり。

4 現場責任者

受注者は契約締結後、広島市委託契約約款第8条に基づき選任した現場責任者の氏名をすみやかに発注者に対し報告するものとする。
現場責任者に変更があったときも同様とする。

5 報告

- (1) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、次の事項を記載した報告書とし、検体採取日から前期分は40日以内、後期分は15日以内に発注者へ提出するものとする。
なお、検査結果において、異常と思われる事項を発見した場合は、直ちに発注者に対し、報告するものとする。
 - ① 採取年月日及び場所
 - ② 測定結果
- (2) 報告書の大きさは原則としてA4版とし、各施設ごとに2部ずつ提出するものとする。
- (3) 測定結果の添付資料
 - ① 内標準物質の回収率の確認結果、GC/MS-SIMクロマトグラム
 - ② 採取状況写真
 - ③ 二重測定を実施したものについては、その測定結果及び有効性の確認結果なお、精度管理に関する情報等について記録し、発注者の求めに応じて記録を提出すること。

6 その他

- (1) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。
- (2) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。
 - ① 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減（省エネ）する。
 - ② 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する。
 - ③ 廃棄物（ゴミ）の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。
 - ④ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。

別表－1

清掃工場焼却炉周辺作業環境測定業務(ダイオキシン類測定地点)

区 分		中工場				安佐南工場						安佐北工場				計			
		焼却炉室 1階	集じん灰処 理室2階	灰コンベア 室ピット B1階	排ガス処理 設備ヤード 4階	焼却炉周 辺 1階	集じん灰 処理室 2階	灰コンベ アー周辺 B1階	灰積出場 1階	集じん灰 積出場 1階	排ガス処理 設備室 2階	焼却炉周 辺2階	灰コンベア ー周辺 1階	バケツ 置場	固型化設 備周辺 2階～3階				
前 期	A測定	デジタル粉じん計		29	5	21	24	42	6	16	6	6	35	22	11	6	10	239	
	B測定	デジタル粉じん計		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14	
	併 行 測 定	空気中 の ダイオ キシン 類濃度	ろ紙上 の 粉じん ガス状物 質・微細 粒子	1	D値 あり	D値 あり	D値 あり	1	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	1	D値 あり	D値 あり	D値 あり	3	
			空气中総 粉じん濃 度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
			相対濃度 (デジタル 粉じん計)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
後 期	A測定	デジタル粉じん計		29	5	21	24	42	6	16	6	6	35	22	11	6	10	239	
	B測定	デジタル粉じん計		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14	
	併 行 測 定	空気中 の ダイオ キシン 類濃度	ろ紙上 の 粉じん ガス状物 質・微細 粒子	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	D値 あり	0	
			空气中総 粉じん濃 度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
			相対濃度 (デジタル 粉じん計)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14

- *1:前期は8月～10月、後期は1月～3月とする。
- *2:測定箇所は作業環境測定基準に従い、現地合わせの上でデザインすること。
- *3:D値については前年報告書を本市が受託業者に貸与する。

別表－2

測定方法と評価方法

測定方法と評価方法	測定及び評価方法は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(平成13. 4. 25 基安発第20号)中の「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の別紙1、2によるものとする。
-----------	--